

令和 7 年 9 月 25 日

令和 7 年度第 6 回大崎市農業委員会総会  
会議録

大崎市農業委員会

## 1. 会議日時

令和7年9月25日（木）

午後1時30分開会～午後3時40分閉会

## 2. 場 所

大崎市役所本庁舎 4階災害対策本部室

## 3. 審議事項

- 報告 1 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告 2 使用貸借の合意による解約の通知について  
報告 3 大崎市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4条第1項の規定による届出について  
報告 4 買受適格証明願による農地法第3条第1項の規定による許可書の許可について  
議案第24号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について  
議案第25号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について  
議案第26号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について  
議案第27号 農地転用事業計画変更承認申請の意見決定について  
議案第28号 農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画の意見決定について

## 4. 協議事項

### 1) 農政

協議（5） 農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書の提出について

### 2) 企画

報告（1） 令和7年度第1回一日女性農業委員会の開催報告について

報告（2） 水稲検見の調査結果について

## 5. 出席農業委員(24名)

- |               |              |
|---------------|--------------|
| 1番 菅原 ひろみ 委員  | 2番 小野寺 正晃 委員 |
| 3番 布塚 幸子 委員   | 4番 中本 奈美 委員  |
| 5番 白川 知則 委員   | 6番 高橋 順子 委員  |
| 7番 佐々木 ひろ子 委員 | 8番 櫻井 正幸 委員  |
| 9番 斎藤 真理子 委員  | 10番 菅原 清一 委員 |
| 11番 佐々木 正彦 委員 | 12番 下山 信行 委員 |

13番 高橋 英理子 委員	14番 只埜 和臣 委員
15番 鈴木 至 委員	16番 佐藤 裕之 委員
18番 佐々木 俊通 委員	19番 佐々木 大 委員
21番 中鉢 守 委員	22番 菅原 まり子 委員
23番 今野 久男 委員	24番 中條 泰洋 委員
25番 熊谷 安正 委員	26番 佐々木 政直 委員

6. 出席農地利用最適化推進委員(3名)

3番 門間 すみ子 委員	17番 斎藤 浩義 委員
18番 高橋 芳一 委員	

7. 欠席委員(2名)

17番 佐藤 伸幸 委員	20番 中森 昭悦 委員
--------------	--------------

8. 遅刻委員(なし)

9. 途中退席委員(1名)

15番 鈴木 至 委員
-------------

10. 議案提案者

会長 佐々木 政直

11. 出席職員

事務局次長	三浦 伸一	事務局長補佐	佐星 充浩
事務局長補佐	桑添 滋行	主幹兼係長	石垣 佳子
主幹兼係長	湯山 栄大	主事	門脇 啓太
主事	鈴木 聖己	再任主查	相澤 勝博
主查	加藤 邦彦	主事	佐野 敏光
主事	及川 隆司		

午後1時30分開会

事務局(桑添事務局長補佐)

ただいまから、令和7年度第6回大崎市農業委員会定例総会を開催いたします。

開会に当たりまして、大崎市農業委員会佐々木政直会長からご挨拶を申し上げます。

会長（佐々木政直委員）

〔挨拶〕

事務局（桑添事務局長補佐）

次に、次第の2議長選出について、大崎市農業委員会会議規則第8条の規定により、会長が議長を務めることとなっております。

佐々木会長、よろしくお願ひいたします。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議長を務めさせていただきます。本日の欠席通告者は、17番佐藤伸幸委員、20番中森昭悦委員であります。なお、17番佐藤伸幸委員、20番中森昭悦委員からは欠席の届出があります。また、15番鈴木至委員からは早退の届出があります。

出席委員が定足数に達しておりますので、大崎市農業委員会会議規則第9条の規定により、令和7年度第6回大崎市農業委員会定例総会は成立いたしました。

議長（佐々木政直会長）

次に、次第の3会期の決定について、お諮りいたします。会期を本日一日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、会期を本日一日限りといたします。

議長（佐々木政直会長）

次に、次第の4議事録署名委員の指名であります。本日の議事録署名委員を指名いたします。5番白川知則委員、6番高橋順子委員にお願いいたします。

本日の会議録書記に、桑添滋行事務局長補佐を指名いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで、事務局より業務報告をお願いいたします。

事務局（星事務局長補佐）

〔業務報告〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、次第の7審議事項に入ります。審議事項の報告について、事務局から説明願います。

事務局（星事務局長補佐）

[報告 1～4 の説明]

議長（佐々木政直会長）

ただいまの報告 1 から 4 の事項に対し、確認しておきたいことはございませんか。5 番委員。

5 番（白川知則委員）

報告 3 番号 12 について伺います。工事完了予定日が昭和 44 年頃となっていますが、それに至った背景の説明をお願いします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

既に、昭和 44 年頃から農業用倉庫として利用しており、今まで申請をしていないことに気が付きまして、今回申請をした経緯となります。農業用倉庫として利用している状況です。

議長（佐々木政直会長）

5 番委員、よろしいでしょうか。

5 番（白川知則委員）

当時から現在まで無断転用で利用していたとの認識でよろしいですか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

農業用倉庫として利用する 200 m<sup>2</sup>未満については、農地転用の許可ではなく、農地現状変更届出が必要であります。これまで届出をせずに使用しておりましたので、今回その是正のため、農地現状変更届出を提出するに至りました。

議長（佐々木政直会長）

5 番委員、よろしいでしょうか。

5 番（白川知則委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか、質疑ございませんか。質疑がないようですので、これより議案審議

に入ります。議案第 24 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の許可について」番号 91 から 97 までの 7 か件について、審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第 24 号番号 91 から 97 までの 7 か件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。2 番委員。

2 番（小野寺正晃委員）

番号 97 について伺います。遠方の譲受人が土地を取得する予定だが、どのような営農計画になっているのでしょうか。説明をお願いします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

譲受人については、申請地の隣に別荘を所有しています。申請地では、トマト、ナス、キュウリ、スイカ等を栽培する予定であり、譲受人は今回申請した農地以外にも、申請地周辺に既に 60 a ほどの農地を所有し、営農をしています。またトラクター、トラック等を所有しています。

議長（佐々木政直会長）

2 番委員、よろしいでしょうか。

2 番（小野寺正晃委員委員）

了解いたしました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか、質疑ございませんか。質疑がないようですので、議案第 24 号番号 91 から 97 までの 7 か件について、了としてよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 24 号番号 91 から 97 までの 7 か件について、許可と決定いたします。

次に、議案第 25 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の意見決定に

ついて」番号 11 の 1 か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしくお願ひします。

11 番委員。

11 番（佐々木正彦委員）

9月24日水曜日午前9時から、農業委員 21 番委員、22 番委員、23 番委員、推進委員 3 番委員、17 番委員、18 番委員の 6 名と事務局 2 名で現地調査をしてまいりましたので報告いたします。

番号 11 を 3 番推進委員お願いします。

3 番（門間すみ子推進委員）

番号 11 を報告いたします。転用目的は駐車場 5 台分、物置、回転スペース等の整備です。申請地周辺の状況は、住宅と田畠に囲まれた一角です。申請地の管理状況は、砂利が敷かれ、倉庫が一つあり、車が 1 台駐まっていました。農地区分は、おおむね 10 ha 以上の第 1 種農地ですが、居住者の日常生活に必要な施設であるため、不許可の例外規定に該当します。雨水は自然浸透により対応可能と判断でき、周辺農地への影響はないと判断されます。なお、現地確認の結果、既に砂利が敷かれ、倉庫が一つあり、無断転用に該当するものと思われます。以上です。

11 番（佐々木正彦委員）

以上で現地調査の報告を終了します。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第 25 号番号 11 の 1 か件について、質疑を承ります。

質疑ございませんか。10 番委員。

10 番（菅原清一委員）

申請地は砂利が敷かれて、倉庫と車が駐車されているので、無断転用に該当すると思うのですが、無断転用となつた経緯等の説明をお願いします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

申請地については、申請者が令和2年に相続をしている場所となっています。

砂利を既に敷いている内容については、申請者自身が令和6年5月頃から農地という認識もなく、また農地法の許可が必要という認識もなく砂利を敷いてしまったと伺っています。また、物置については申請者の義理の父親が、50年ほど前から物置を2棟設置をしたと伺っています。

議長（佐々木政直会長）

10番委員、よろしいでしょうか。

10番（菅原清一委員）

了解いたしました。砂利を敷いたのは申請人で、50年前に倉庫を建てたのは申請人の父親でよろしいでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

倉庫を建てたのは、義理の父親になります。

議長（佐々木政直会長）

10番委員、よろしいでしょうか。

10番（菅原清一委員）

非農地にはならないのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

本来であれば、農地を農地以外で利用する場合については、転用の申請が必要になります。倉庫は2棟ありますが小さいもので、土地の端にあります。今回農地のほとんどに砂利が敷いてあり、砂利を敷いたのが令和6年度になるので、申請いただく手続を進めています。

議長（佐々木政直会長）

10番委員、よろしいでしょうか。

10番（菅原清一委員）

了解しました。経緯の説明によると、今回は申請人から始末書をいただくこと

が妥当ではないかと思います。以上です。

議長（佐々木政直会長）

無断転用であることから申請人から始末書の提出を求めるという意見でありました。関連して質疑はございませんか。なければ、申請人から始末書の提出を求めるご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、異議なしと認め、無断転用である議案第25号番号11の1か件については、申請人から会長及び県知事宛に始末書の提出を求める、無断転用である旨の意見を付して県に進達してよろしいでしょうか。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、無断転用である議案第25号番号11の1か件については、申請人から会長及び県知事宛に始末書の提出を求める、無断転用である旨の意見を付して県に進達いたします。

次に、議案第26号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について」番号52の1か件については、議案第27号番号12の1か件と関連することから、この1か件を議案第27号と併せて審議してよろしいかお諮りします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第26号番号50と51、53から60までの10か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査委員の報告に入ります。農地委員長、よろしくお願ひいたします。11番委員。

11番（佐々木正彦委員）

農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、番号50と51、

53 から 60 までの 10 か件の現地調査の報告をいたします。番号 50 を 3 番推進委員お願いします。

3 番 (門間すみ子推進委員)

番号 50 を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル 132 枚の設置です。申請地周辺の状況は、住宅と山林に囲まれた一角で、申請地の管理状況は、雑草繁茂の状態でした。農地区分は、10 ha に満たない小集団の生産性の低い第 2 種農地です。雨水は自然浸透により対応可能と判断でき、周辺への影響はないと判断されます。以上です。

11 番 (佐々木正彦委員)

番号 51 を 23 番委員お願いします。

23 番 (今野久男委員)

番号 51 を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル 168 枚、駐車場、メンテナンススペースの設置です。申請地周辺の状況は、山林と原野に囲まれた一角で、申請地の管理状況は、背丈ほどの雑草が繁茂している状態でした。農地区分は、10 ha に満たない小集団の生産性の低い第 2 種農地です。雨水は自然浸透により対応可能と判断でき、周辺への影響はないと判断されます。以上です。

11 番 (佐々木正彦委員)

番号 53 を 17 番推進委員お願いします。

17 番 (齋藤浩義推進委員)

番号 53 を報告いたします。転用目的は、宅地分譲 8 区画、位置指定道路の整備です。申請地周辺の状況は、宅地に囲まれた一角で、申請地の管理状況は、稻が作付けされておりました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第 3 種農地です。周辺に農地がないため、周辺への影響はないと判断されます。以上です。

11 番 (佐々木正彦委員)

番号 54 を 23 番委員お願いします。

23 番 (今野久男委員)

番号 54 を報告いたします。転用目的は、駐車場 13 台分、農機具置場等としての利用です。申請地周辺の状況は、住宅と田畠に囲まれた一角で、申請地の管理状況は、除草管理がされていましたが、大きな木が 4 本ほどありました。農地区

分は、おおむね 300m 以内に市役所等の施設が存在する第 3 種農地です。雨水は自然浸透により対応可能と判断でき、周辺農地への影響はないと判断されます。以上です。

11 番 (佐々木正彦委員)

番号 55 を 21 番委員お願いします。

21 番 (中鉢守委員)

番号 55 を報告いたします。転用目的は、居宅、駐車場 4 台分、通路・転回場等の整備です。申請地周辺の状況は、住宅と畑に囲まれた一角で、申請地の管理状況は、雑草繁茂の状態で、進入路と思われる細い部分に砂利が敷かれてありました。農地区分は、10 ha に満たない小集団の生産性の低い第 2 種農地です。雨水は U 字溝、汚水は浄化槽に流す計画で、周辺農地への影響はないと判断されます。なお、現地確認の結果、既に進入路と思われる場所に砂利が敷いてあり、無断転用に該当するものと思われます。以上です。

11 番 (佐々木正彦委員)

番号 56 と 57 を 18 番推進委員お願いします。

18 番 (高橋芳一推進委員)

番号 56 を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル 160 枚、駐車場の整備です。申請地周辺の状況は、住宅と山林と畑に囲まれた一角で、申請地の管理状況は、除草管理がされていました。農地区分は 10 ha に満たない小集団の生産性の低い第 2 種農地です。雨水は自然浸透により対応可能と判断でき、周辺農地への影響はないと判断されます。

次に番号 57 を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル 160 枚、駐車場の整備です。申請地周辺の状況は、山林と畑に囲まれた一角で、申請地の管理状況は、除草管理がされていました。農地区分は、10 ha に満たない小集団の生産性の低い第 2 種農地です。雨水は自然浸透により対応可能と判断でき、周辺農地への影響はないと判断されます。

11 番 (佐々木正彦委員)

番号 58 と 59 を 22 番委員お願いします。

22 番 (菅原まり子委員)

番号 58 を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル 160 枚、駐車場の

整備です。申請地周辺の状況は、山林と田に囲まれた一角で、申請地の管理状況は、雑草繁茂の状態でした。農地区分は、10haに満たない小集団の生産性の低い第2種農地です。雨水は自然浸透により対応可能と判断でき、周辺農地への影響はないと判断されます。

次に番号59を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル160枚の設置です。申請地周辺の状況は、住宅と田に囲まれた一角で、申請地の管理状況は、一部に周りを囲むように庭石、植木が6本から7本あり、その他は除草管理がされていました。農地区分は、10haに満たない小集団の生産性の低い第2種農地です。雨水は自然浸透により対応可能と判断でき、周辺農地への影響はないと判断されます。なお、現地確認の結果、一部が庭園となっており、無断転用に該当するものと思われます。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

番号60を21番委員お願いします。

21番（中鉢守委員）

番号60を報告いたします。転用目的は、資材置場、駐車場、通路等の整備です。申請地周辺の状況は、山林と雑種地と田に囲まれた一角で、申請地の管理状況は、除草管理がされていました。農地区分は、10haに満たない小集団の生産性の低い第2種農地です。雨水は自然浸透により対応可能と判断でき、周辺農地への影響はないと判断されます。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

以上で現地調査報告を終了します。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第26号番号50と51、53から60までの10か件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。18番委員。

18番（佐々木俊通委員）

番号55について伺います。土地の通路部分に砂利が敷設されているに至った経緯について、教えてください。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

代理申請人の行政書士が、9月1日に現地を確認した際、砂利敷きはありませんでした。9月7日、譲受人の依頼で、知り合いの水道事業者が現地を下見しました。9月16日、翌日の仮堀に備え、重機搬入による通路補強を目的とし、通路部分へ砂利を搬入しました。9月17日、水道の経路確認及び地中埋設物の有無の確認のため仮堀を実施しました。9月19日、譲受人の知り合いの業者により、歩道縁石の切下げの工事が行われたということで確認をしています。

議長（佐々木政直会長）

18番委員、よろしいでしょうか。

18番（佐々木俊通委員）

説明を時系列で聞きましたが、申請後に、事前着工ということで様々なことを行ってしまったということで、よろしいでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

はい、そのようになっています。ちなみに申請自体は9月9日に正式な申請をいただきしております、事前相談は申請前にいただきました。

議長（佐々木政直会長）

18番委員、よろしいでしょうか。

18番（佐々木俊通委員）

経緯は分かりましたが、待ってもらえば何事もなかったと思われるところでですが、今後、このようなことがないように、申請後に着工することを徹底していただきたいです。無断転用ということで砂利が敷かれている現状は変わらないので、譲受人から始末書の提出をいただくことが妥当ではないかと思います。

議長（佐々木政直会長）

そのほか、番号55に関連して質疑ございますか。2番委員。

2番（小野寺正晃委員）

これまでの意見等を聞くと、実際に許可を出す前に着工しているということは、誰が一体どのような指示をしたのか、着工をしなければいけなかった経緯の説明をお願いします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

9月7日に譲受人の依頼人により知り合いの水道事業者が現地を下見したことになっているので、発注自体は譲受人となります。また、今回は代理申請となり、申請者と不動産業者等が間に入っているので、お互いの情報共有がなっていなかったので、今回このようなことが起きましたと伺っています。

議長（佐々木政直会長）

2番委員。

2番（小野寺正晃委員）

了解しました。どちらにしても順番が間違っているので、不動産業者や関わっている業者には、通常は転用許可後に着工するルールになっていると思いますので、今回は譲受人から始末書の提出をいただくことが妥当ではないかと思います。本件は申請に関わっている方が多いので、ほかの委員の意見も聞きながら慎重に審議した方がいいと思います。若しくは、現状復旧してからもう一度工事をしもうか、どのような方がいいのか、再度審議をしていただければと思います。

議長（佐々木政直会長）

それでは、番号55に関連して、皆さんから質疑ございますか。10番委員。

10番（菅原清一委員）

不動産業者は地元の方なのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

どちらの不動産業者までは把握しておりませんでした。代理申請人の話ですと、譲受人と工務店との間では一定の情報共有があったようで、仲介を行っている不動産業者は仮掘当日に実施のみを聞いていただけで、砂利を敷く詳細までを把握していなかったと伺っています。また不動産業者は9月25日に現地確認の予定をしているということで、代理申請人については昨日、農地委員会で確認したことにより実情を把握したと伺っています。

議長（佐々木政直会長）

ここで、暫時休憩いたします。

[午後2時20分から午後2時30分まで休憩]

議長（佐々木政直会長）

それでは再開します。14番委員。

14番（只埜和臣委員）

譲受人より始末書を会長及び県知事宛に提出してもらうことでまとめたいと思います。

議長（佐々木政直会長）

14番委員の意見で、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、番号55に関連しては、譲受人から会長及び県知事宛に始末書の提出を求めるということでご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

そのほか、質疑ございませんか。16番委員。

16番（佐藤裕之委員）

番号59についてお伺いします。無断転用ではないかと報告がありましたが、埼玉県の方が申請している段階で、いつ頃からこのような状態なのか、説明をお願いします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

申請地については、譲渡人が平成28年に相続をしている土地になっています。無断転用の経緯については、申請地の一部北東側の200m<sup>2</sup>ぐらいは、20年以上前に既に他界している譲渡人の父親が、中庭として造成し、庭石等を置いたと伺っています。

議長（佐々木政直会長）

16番委員、よろしいでしょうか。

16番（佐藤裕之委員）

亡くなった人ということですが、無断転用になると思いますので、審議してい

ただきたいと思います。

議長（佐々木政直会長）

ここで、暫時休憩します。

[午後2時30分から午後2時40分まで休憩]

議長（佐々木政直会長）

それでは、再開します。14番委員。

14番（只埜和臣委員）

番号59について、譲渡人より顛末書の提出をいただき、会長及び県知事宛に提出をお願いすることでまとめたいと思います。

議長（佐々木政直会長）

14番委員の意見で、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

それでは、番号59に関連しては、譲渡人から会長及び県知事宛に顛末書の提出を求めるにいたします。そのほか、質疑はございませんか。2番委員。

2番（小野寺正晃委員）

番号50、51、58の転用事由の日陰設置不可、メンテナンススペースとあります、位置図を見ると面積が番号50と51では規模が同じぐらいだと思いますが、なぜか番号50にはメンテナンススペースがなくて、番号51にはメンテナンススペースがあるのか、日影設置不可とはメンテナンススペースという位置づけでもいいのでしょうか。説明をお願いします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

番号50の日陰設置不可については、位置図の3ページの配置図に記載があります。右下に支柱があり影ができるので影回避エリアとして申請をいただいています。申請の発電出力が44.55kWで、本来であれば49.50kWの設置をできれば設置をする計画なのですが、影ができるので44.55kWの計画になっています。メンテナンススペースがないことについては、元々計画がない場所になります。メンテナンススペースが確保できる場所については、計画の中でメンテナンス

ペースとなります。今回は最初からメンテナンススペースの配置がない計画で出ていましたので、個別に、なぜこの場所にないかというような確認はしていませんでした。また、同じ譲受人ですが、番号 51 については、メンテナンススペースの計画があり、メンテナンススペースの利用については、まず面積は 155 m<sup>2</sup>となり、用途の概要は交換パネルや資材の仮置き場、草刈りによる草刈りの集積場所、積雪があれば雪の一時退避場所として、必要性については、メンテナンスに必要な資材等を現地で確保できない場合は、隣接地の借用や道路の占用などの手続が必要となり、費用や手間が発生します。また土地の形状や面積により標準化することは難しい状況ですが、地形に応じて有効な配置とすることで作業効率を確保したいということで設置ができる場所であれば、メンテナンススペースを確保することで事業を展開されることになります。番号 58 番については、位置図 14 ページで説明します。影で覆われるため設置不可となり、位置図左側の方に立木が存在しております、日陰ができるので回避をしています。

議長（佐々木政直会長）

2番委員、よろしいでしょうか。

2番（小野寺正晃委員）

今回はメガソーラーではないので、それほど発電できないのでしょうかが、実際に余ることなく使うことも聞いたことがあります。今回日陰になっている場所は基本的には何も設置せず、譲受人が草刈りなど管理をすることでよろしいでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

日陰については、日が当たらないことで効率が下がることになりますので、太陽光発電パネルは設置をしないことになります。維持管理については、年間 2 から 3 回程度の草刈り管理をする計画になっています。

議長（佐々木政直会長）

2番委員、よろしいでしょうか。

2番（小野寺正晃委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか、質疑ございませんか。5番委員。

5番（白川知則委員）

番号54と60の位置図で、点線で囲まれてる部分があるのですが、意味を教えてください。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

議案書をご覧いただければと思います。議案書の番号54から説明いたします。右の備考欄に、事業面積485m<sup>2</sup>雑種地併用となっています。農地の部分については311m<sup>2</sup>のみとなります、雑種地併用ということで農地と、雑種地を合わせて事業をしていることになり、位置図では農地と雑種地が分かりやすいように農地は他と合わせて黒太線で囲わせて、農地以外については点線で表記をいたしました。また、同じく番号60についても申請面積は960m<sup>2</sup>ですが、事業面積としては2,357m<sup>2</sup>で山林を併用していますので、山林の部分については点線で表記をしています。

議長（佐々木政直会長）

5番委員、よろしいでしょうか。

5番（白川知則委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか、質疑ございませんか。15番委員。

15番（鈴木至委員）

番号60についてお伺いします。譲受人の事業内容を教えてください。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

事業内容については複数あり、樹木の伐採、リサイクル加工及び販売、鳶土木工事及び建物解体工事の請負、飲食店の経営、不動産業、中古自動車販売業、建物の建て替え及びリフォーム業、古物商として登記をしている事業所になり、

今回の申請内容については、資材置き場の事業計画になっています。

議長（佐々木政直会長）

15番委員、よろしいでしょうか。

15番（鈴木至委員）

転用事由について、資材置き場ですが、駐車場は必要なのでしょうか。事務所  
でもないのに駐車場とはどういうことなのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

事業の必要な車両駐車スペースとして議案書にあるとおり 50 m<sup>2</sup>での計画とな  
りまして、トラック等の駐車場所として、資材置き場と 5 m × 10m の駐車スペー  
スを確保した事業計画となります。

議長（佐々木政直会長）

15番委員、よろしいでしょうか。

15番（鈴木至委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか、質疑ございませんか。7番委員。

7番（佐々木ひろ子委員）

番号 51 についてお伺いします。位置図で見ると、今回、転用予定している面  
積が 1,187 m<sup>2</sup>に対して、点線で増えている部分があるのですが、この部分は何 m<sup>2</sup>  
ぐらいあるのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

788 m<sup>2</sup>となっています。

議長（佐々木政直会長）

7番委員、よろしいでしょうか。

7番（佐々木ひろ子委員）

全体で 2,000 m<sup>2</sup>弱ぐらいの面積になるのですが、先日太陽光パネルの設置につ

いては、面積をまんべんなく使用する話があり、50 kWは700 m<sup>2</sup>から1,000 m<sup>2</sup>くらいで設置すると言われているのですが、かなりの面積になります。やはり、使用することになるのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

事業計画については、番号51の事業面積は議案書に記載のとおり1,975 m<sup>2</sup>となりまして、太陽光発電パネルの土地の利用方法については、位置図の5ページにある配置になっており、太陽光発電パネルの枚数が168枚で、面積が434 m<sup>2</sup>並びに駐車場135 m<sup>2</sup>、メンテナンススペース155 m<sup>2</sup>の事業計画になっています。また、土地の形で南向きがどちらかのかも含め、太陽光発電パネルの配置等を考え計算しますので、配置としては位置図のとおりの計画と伺っています。

議長（佐々木政直会長）

7番委員、よろしいでしょうか。

7番（佐々木ひろ子委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか、質疑ございませんか。質疑がないようですので、議案第26号番号50と51、53と54、56から58、60の8か件について、許可相当と認め、県に進達してよろしいでしょうか。また、無断転用である議案第26号番号55の1か件については、譲受人から会長及び県知事宛に始末書の提出を求め、議案第26号番号59の1か件については、譲渡人から会長及び県知事宛に顛末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を附して県に進達してよろしいでしょうか。ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第26号議案第26号番号50と51、53と54、56から58、60の8か件について、許可相当と認め、県に進達いたします。また、無断転用である議案第26号番号55の1か件については、譲受人から会長及び県知事あてに始末書の提出を求め、議案第26号番号59の1か件については、譲渡人から会

長及び県知事宛に顛末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を附して県に進達いたします。

次に、議案第27号「農地転用事業計画変更承認申請の意見決定について」番号12から14までの3か件と、番号12の1か件と関連する議案第26号番号52の1か件について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局(星事務局長補佐)

[資料により説明]

議長(佐々木政直会長)

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしくお願ひいたします。11番委員。

11番(佐々木正彦委員)

それでは、農地転用事業計画変更承認申請の意見決定について現地調査員から、調査結果についての報告をいたします。番号12と議案第26号番号52について、17番推進委員お願いします。

17番(齋藤浩義推進委員)

番号52を報告いたします。転用目的は、重機・資材置場、仮設駐車場、敷地内通路等の整備です。申請地周辺の状況は、住宅と田に囲まれた一角で、申請地の管理状況は、既に重機・資材等が置かれていました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地です。雨水はU字溝に流す計画で、周辺農地への影響はないと判断されます。以上です。

11番(佐々木正彦委員)

以上で現地調査の報告を終了します。

議長(佐々木政直会長)

それでは、議案第27号番号12から14までの3か件と、番号12の1か件と関連する議案第26号番号52の1か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。質疑がないようですので、議案第27号番号12から14までの3か件と、番号12の1か件と関連する議案第26号番号52の1か件について許可相当と認め、県に進達してよろしいでしょうか。ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長(佐々木政直会長)

異議なしと認め、議案第 27 号番号 12 から 14 までの 3 か件と、番号 12 の 1 か件と関連する議案第 26 号番号 52 の 1 か件について許可相当と認め、県に進いたします。

次に、議案第 28 号「農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画の意見決定について」番号 258 から 262 までの 5 か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

議案第 28 号番号 261 の 1 か件については、■番委員が関係する案件であります。この 1 か件を先に審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 28 号番号 261 の 1 か件について、先に審議いたします。農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき、議事参与の制限により、■番委員は当該議案が終了するまで退席し、関係議案終了後に入室着席いたします。■番委員退席願います。

[■番 ■■■■■委員 退室]

議長（佐々木政直会長）

議案第 28 号番号 261 の 1 か件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第 28 号番号 261 の 1 か件について、了としてよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 28 号番号 261 の 1 か件について、同意し、公益社団法人みやぎ農業振興公社に答申いたします。■番委員の入室を認めます。

[■番 ■■■■■ 委員 入室]

議長（佐々木政直会長）

次に、議案第28号番号262の1か件については、■番委員が関係する案件であります。この1か件を先に審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第28号番号262の1か件について、先に審議いたします。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、■番委員は当該議案が終了するまで退席し、関係議案終了後に入室着席いたします。■番委員退席願います。

[■番 ■■■■■ 委員 退席]

議長（佐々木政直会長）

議案第28号番号262の1か件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第28号番号262の1か件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第28号番号262の1か件について、同意し、公益社団法人みやぎ農業振興公社に答申いたします。■番委員の入室を認めます。

[■番 ■■■■■ 委員 入室]

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第28号番号258から260の3か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。質疑がないようですので、議案第28号番号258から260の3か件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第28号番号258から260の3か件について同意し、公益社団法人みやぎ農業振興公社に答申いたします。これで審議事項を終了いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

[午後3時10分から午後3時20分まで休憩]

議長（佐々木政直会長）

それでは、再開いたします。

次第の8協議事項に入ります。初めに、農政の協議（5）「農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書の提出について」農政委員長より説明願います。24番委員。

24番（中條泰洋農政委員長）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ただいま、農政委員長より説明がありました。質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

そのほか、ございませんか。なければ、農政の協議（5）「農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書の提出について」は承認いたします。

次に企画の報告（1）「令和7年度第1回一日女性農業委員会開催報告について」担当委員より説明願います。4番委員。

4番（中本奈美委員）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ただいま、担当委員より説明がありました。質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

そのほか、ございませんか。なければ、企画の報告（1）「令和7年度一日女性農業委員開催報告について」は終了いたします。

次に企画の報告（2）「令和7年度水稻検見実施報告について」企画広報委員長より説明願います。21番委員。

21 番 (中鉢守企画広報委員長)

[資料により説明]

議長 (佐々木政直会長)

ただいま、企画広報委員長より説明がありました。質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

議長 (佐々木政直会長)

そのほか、ございませんか。なければ、企画の報告 (2) 「令和7年度水稻検見実施報告について」は終了いたします。

議長 (佐々木政直会長)

ここで事務局より業務予定をお願いします。

事務局 (三浦事務局次長)

[業務予定]

議長 (佐々木政直会長)

最後に事務局、委員からの報告並びに連絡事項はありませんか。

事務局 (星事務局長補佐)

[連絡事項]

2 番 (小野寺正晃委員)

[連絡事項]

事務局 (石垣主幹兼係長)

[連絡事項]

9 番 (齋藤真理子委員)

[連絡事項]

議長 (佐々木政直会長)

以上で、本日の審議事項並びに協議事項については、全て終了いたしました。

長時間にわたり慎重審議を賜り厚く御礼申し上げまして議長の座を降りさせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

事務局 (桑添事務局長補佐)

以上をもちまして、令和7年度第6回大崎市農業委員会定例総会を閉会いたしました。お疲れ様でした。

午後3時40分閉会

大崎市農業委員会会議規則第21条第2項の規定により署名する。

令和7年9月25日

会長 佐々木 政直

委員 白川 知則

委員 高橋 順子